

議案第 70 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 21 条の」を「第 30 条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号参考資料

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者</u>（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者</u>（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p> <p>2 略</p>